介護・福祉
に関わる皆さま！

コロナ対策の個室 つくりませんか？

（例）MDB1520
（6畳 / 9.99㎡）

※ 輸送費・現場諸経費別途
※ 10.0㎡以上のサイズは地域により
建築確認申請が必要になる場合があります

標準完成価格

77.8 万円（税込）

注目！ 5つのポイント

- コロナ対策補助金 対象！ ※2021年3月31日 工事終了分まで
- 3畳～14畳の豊富なサイズ！
  56.2 万円～（税込）
- 見積無料！
- 最短工期2日！
- 移設可能！ コロナ後に用途が変わっても安心！

高断熱・高気密 なので

面会室、休憩所、物置 etc…

様々な用途で使用可能！

コロナ対策補助金とは・・？（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業）

●対象となる事業所・設備

・介護サービス
・障害福祉サービス

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業

●対象となる費用

感染対策を徹底した上でサービスを提供するために必要なかかり増し経費

（例）
感染発生時対応・衛生用品保管等に使える **多機能型簡易居室** の設置

●交付金額（上限）

（例）

・障害者支援施設	300万円
・障害児入所施設	300万円
・共同生活援助事業所	300万円
・短期入所事業所	300万円
・宿泊型自立訓練事業所	300万円
・通所介護（通常規模型）	89.2万円
・通所リハビリ（通常規模型）	93.9万円
・訪問介護	53.4万円
・小規模多機能型居宅介護	47.5万円
・介護老人福祉施設（特養）	3.8万円×定員

小林組 Tel 0547-39-4031

新型コロナウイルス感染症に係る慰労金及び感染拡大防止等支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療・介護・障害福祉サービスの継続的な提供体制の整備のため実施する新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業及び感染拡大防止等支援事業の実施ついてはこの要綱に定めるところによるものとする。

（事業内容）

第２条　この要綱に基づく事業は，次の事業とする。

（医療分）

（１）新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

ア 目的

医療機関等に勤務する医療従事者や職員は，新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい，① 感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと，② 継続して提供することが必要な業務であること，及び③ 医療機関での集団感染の発生状況から，相当程度心身に負担がかかる中，強い使命感を持って，業務に従事していることに対し，慰労金を給付する。

イ 実施者

県

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し，県等から役割を設定された医療機関等に勤務し，患者と接する医療従事者や職員に対し慰労金を給付する。

エ 留意事項

（ア）慰労金は，（Ⅰ）及び（Ⅱ）に該当する医療従事者や職員を対象として給付するものとすること。

（Ⅰ） 次のいずれかに該当する者

① 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し，県から役割を設定された重点医療機関，感染症指定医療機関，その他の県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し，患者と接する医療従事者や職員

② 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し，県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関並びに県及び政令市から役割を設定された地域外来・検査センターで患者と接する医療従事者や職員

③ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し，県及び政令市から役割を設定された宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者（軽症患者等を含む。）に対するフォローアップ業務，受入施設での対応等で軽症者等と接する医療従事者や職員（県及び政令市からの依頼又は委託等により，当該フォローアップ業務，受入施設での対応等に従事する者に限る。）

④ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し，県及び政令市から役割は設定されていないが，新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関（病院及び診療所），訪問看護ステーション及び助産所に勤務し，患者（助産所に

あっては妊産婦）と接する医療従事者や職員

⑤ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し，県から役割を設定されず，かつ，新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行わなかった医療機関（病院及び診療所），訪問看護ステーション及び助産所に勤務し，患者（助産所にあっては妊産婦）と接する医療従事者や職員

※ 勤務する医療機関（病院及び診療所）は保険医療機関に，訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

（Ⅱ） 次のいずれにも該当する者とする

① 医療機関等で通算して 10 日以上勤務した者（宿泊療養・自宅療養を行う場合の軽症者等に対するフォローアップ業務，受入施設での対応等の場合は実際に当該業務に従事した日数が 10 日以上，助産所の場合は実際に妊産婦と接した日数が 10 日以上）であること。

※ 「10 日以上勤務」とは，対象医療機関等において勤務した日が，始期より令和２年６月 30 日までの間に延べ 10 日間以上あることとする。

※ 「始期」は，広島県における新型コロナウイルス感染症患者１例目発生日である令和２年３月６日とする。 ただし，帰国者・接触者外来を設置する医療機関の場合は，県から当該役割を設定された日とし，地域外来・検査センター及び宿泊療養・自宅療養を行う場合の軽症者等に対するフォローアップ業務に係る宿泊療養施設の場合は，県及び政令市から当該役割を設定された日とする。

※ 年次有給休暇や育休等，実質勤務していない場合は，勤務日として算入しない。

② 慰労金の目的に照らし，「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている医療従事者や職員（派遣労働者の他，業務委託受託者の労働者として当該医療機関において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）であること

（イ）新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し，県及び政令市から役割を設定された医療機関等については，それぞれ次に掲げる医療機関等とする。

① 重点医療機関（（15）に定める重点医療機関）

② 感染症指定医療機関

③ その他の県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関（「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和２年２月９日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づく，新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関）

④ 帰国者・接触者外来を設置する医療機関（「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和２年２月１日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課連名事務連絡）

⑤ 地域外来・検査センター（「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市 区医師会等への運営委託等について」（令和２年４月 15 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

⑥ 「宿泊療養・自宅療養を行う場合の軽症者等に対するフォローアップ業務」は，「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和２年４月２日厚生労働省新型コロナウイ

ルス感染症対策推進本部事務連絡），「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和２年４月２日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等によるものとする。

（ウ）慰労金の給付は，介護施設や障害施設等に勤務する者への慰労金を含め，１人につき１回に限る。

（２）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

ア 目的

発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が，感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう，救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的とする。

イ 実施者

県，市町及び疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関

ウ 内容

（ア）設備整備等事業

疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援する。

（イ）支援金支給事業

疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関に対して，新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で，救急・周産期・小児医療の提供を継続するため，院内感染防止対策を講じながら一定の診療体制を確保するための支援金を支給する。また，県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に対する加算を行う。※ 対象となる医療機関は保険医療機関に限る。

エ 整備対象設備等

（ア）設備整備等事業

① 新設，増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費
② 個人防護具（マスク，ゴーグル，ガウン，グローブ，キャップ，フェイスシールド）
③ 簡易陰圧装置
④ 簡易ベッド
⑤ 簡易診療室及び付帯する備品
⑥ ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機
⑦ ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション
⑧ 消毒経費
⑨ 救急医療を担う医療機関において，疑い患者の診療に要する備品
⑩ 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において，疑い患者に使用する保育器

（イ）支援金支給事業

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）

オ 留意事項

（ア）「救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関」は，救命救急センター，二次救急医療機関，総合周産期母子医療センター，地域周産期母子医療センター，小児中核病院，小児地域医療センター，小児地域支援病院等とする。

（イ）県は，地域における医療機関の役割分担や連携等について検討・調整した上で，本事業を実施する医療機関を含めた「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」のリストを作成し，「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制の整備について」（令和２年３月 26 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置された，県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門及び消防機関にリストを共有する。

（ウ）本事業を実施する医療機関は，「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」として，県に登録を行うこと。

（エ） 本事業を実施する医療機関は，救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には，一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし，受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合，受入れ医療機関の空床状況等から，必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく，他院への転院搬送を行っても構わない。

（オ）設備整備等事業の対象については，救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。

（カ）個人防護具の整備にあたっては，適切に管理すること。

（キ）事業実施にあたっては，対象医療機関が通常使用している医療資器材について事前に把握し，医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。

（３）医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で，医療機関・薬局等においては，それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下，必要な医療提供を継続することが求められる。医療機関・薬局等において，院内等での感染拡大を防ぎながら，地域で求められる医療を提供することができるよう，感染拡大防止等の支援を行うことを目的とする。

イ 実施者

県，市町並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を行う医療機関，薬局，訪問看護ステーション及び助産所

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症の疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して，感染拡大防止対策等の支援を行う。

※ 対象となる医療機関（病院，医科診療所及び歯科診療所）は保険医療機関，薬局は保険薬局，訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

エ 対象経費

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）

オ 留意事項

（ア）（２）「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急･周産期･小児医療体制確保事業」の支援金支給事業と重複して補助を受けることはできない。

（イ）医科医療機関の感染拡大防止対策としては，例えば，以下のような取組が考えられる。

① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。

② 待合室の混雑を生じさせないよう，予約診療の拡大や整理券の配布等を行い，患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。

③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう，動線の確保やレイアウト変更，診療順の工夫等を行う。

④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する。

⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。

⑥ 医療従事者の院内感染防止対策（研修，健康管理等）を行う。

（ウ）歯科医療機関の感染拡大防止対策としては，例えば，以下のような取組が考えられる。

① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。歯科用ユニット及びその周囲を患者の診療が終わるごとに消毒薬で清拭またはラッピングする。歯科診療で使用した器具等の滅菌用機器を導入する。

② 待合室の混雑を生じさせないよう，予約診療の拡大や整理券の配布等を行い，患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。

③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう，動線の確保やレイアウト変更，診療順の工夫等を行う。

④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する。

⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。

⑥ 医療従事者の院内感染防止対策（研修，健康管理等）を行う。

（エ）薬局の感染拡大防止対策としては，例えば，以下のような取組が考えられる。

① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。

② 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう，動線の確保やレイアウト変更，薬剤交付順の工夫等を行う。

③ 電話等情報通信機器を用いた服薬指導や薬剤交付等ができる体制を確保する。

④ 薬局内の混雑を生じさせないよう，事前の予約や掲示等を行い，患者に適切な薬局内での対応を周知し協力を求める。

⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。

⑥ 医療従事者の院内感染防止対策（研修，健康管理等）を行う。

（オ）訪問看護ステーションの感染拡大防止対策としては，例えば，以下のような取組が考えられる。

① 共有して使用する物品（移動のための自動車や自転車，訪問鞄等）や職員が共通して触れる部分について定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。

② 在宅療養における感染予防対策，患者の症状を観察する際の留意点等が記載されたパンフレットの作成・配布を行い，患者や同居する家族等に説明し理解や協力を求める。

③ 医療機関，ケアマネージャー等と電話等情報通信機器を用い頻回に患者の症状把握を行う等，より密接な連携体制を確保する。

④ 電話等情報通信機器を用いた病状確認・療養上の指導等が実施可能な体制を確保する。

⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。

⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修，健康管理等）を行う。

（カ）助産所の感染拡大防止対策としては，例えば，以下のような取組が考えられる。

① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
② 感染防止対策のための動線の確保やレイアウト変更等を行う。
③ 施設内の混雑を生じさせないよう，予約の拡大等を行い，妊産婦に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。
④ 電話等情報通信機器を用いた相談対応や分娩立会い等ができる体制を確保する。
⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。
⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修，健康管理等）を行う。

（介護分）

（１）対象事業所等の区分

ア　この実施要綱において「介護サービス事業所・施設等」とは，訪問系サービス事業所，通所系サービス事業所，短期入所系サービス事業所，多機能型サービス事業所及び介護施設等をいう。なお，各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

イ　「訪問系サービス事業所」とは，訪問介護事業所，訪問入浴介護事業所，訪問看護事業所，訪問リハビリテーション事業所，定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，夜間対応型訪問介護事業所，居宅介護支援事業所，福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所をいう。

ウ　「通所系サービス事業所」とは，通所介護事業所，地域密着型通所介護事業所，療養通所介護事業所，認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所をいう。

エ　「短期入所系サービス事業所」とは，短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所をいう。

オ　「多機能型サービス事業所」とは，小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。

カ　「介護施設等」とは，介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護医療院，介護療養型医療施設，認知症対応型共同生活介護事業所，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。

（２）介護慰労金事業

ア 目的

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員は，①感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと，②継続して提供することが必要な業務であること，及び③介護施設・事業所での集団感染の発生状況を踏まえ，相当程度心身に負担がかかる中，強い使命感を持って，業務に従事していることに対し，慰労金を給付する。

イ 実施者

県

ウ 内容

新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を給付する。

エ 支援対象者

（ア）慰労金は，（Ⅰ）及び（Ⅱ）に該当する職員を対象として給付する。

（Ⅰ）（１）のアに掲げる介護サービス事業所・施設等に勤務し，利用者と接する職員

※　ただし，介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって，当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については，対象となる。

（Ⅱ）　次のいずれにも該当する職員

① 介護サービス事業所・施設等で通算して10 日以上勤務した者

※ 「10 日以上勤務」とは，介護サービス事業所・施設等において勤務した日が，始期より令和２年６月30 日までの間に延べ10 日間以上あることとする。

※ 「始期」は，広島県における新型コロナウイルス感染症患者１例目発生日である令和２年３月６日とする。

※ 年次有給休暇や育休等，実質勤務していない場合は，勤務日として算入しない。

② 慰労金の目的に照らし，「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者の他，業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）

（イ）慰労金の給付は，医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め，１人につき１回に限る。

オ 留意事項

今回の慰労金は，所得税法（昭和40 年法第33 号）の非課税規定に基づき，非課税所得に該当する。また，令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和２年法第27 号）に基づき，受給権について，譲り渡し，担保に供し，又は差し押さえることが禁止され，支給を受けた金銭についても，差し押さえることを禁止されている。

（３）感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

ア 目的

介護サービスが，新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ，最大限の感染症対策を継続的に行いつつ，必要なサービスを提供する体制を構築するための支援を行うことを目的とする。

イ 実施者

県

ウ 内容

感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するための取組を支援する。

エ 支援対象サービス

（ア）（１）のアに掲げる介護サービス事業所・施設等で，助成の申請時点で指定等を受けている者

（イ）利用者又は職員に感染者が発生している否かは問わない

オ 支援対象者

令和２年４月１日以降，感染症対策を徹底した上で，サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等

カ 支援対象経費

以下のようなかかり増し経費について支援を行う。

（例）

ａ　衛生用品等の感染症対策に要する物品購入

ｂ　外部専門家等による研修実施
ｃ　（研修受講等に要する）旅費・宿泊費，受講費用等
ｄ　感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等
ｅ　感染防止を徹底するための面会室の改修費
ｆ　消毒費用・清掃費用
ｇ　感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
ｈ　感染防止のための増員等，応援職員に係る職業紹介手数料
ｉ　自動車の購入又はリース費用
ｊ　自転車の購入又はリース費用
ｋ　タブレット等のＩＣＴ機器の購入又はリース費用（通信費用を除く）
ｌ　普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料
ｍ　普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費，利用者の送迎に係る費用
ｎ　訪問介護員による同行指導への謝金（通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合）
ｏ　医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費

（４）在宅サービス事業者による利用者への再開支援への助成事業
ア 目的
高齢者やその家族の生活を支え，高齢者の健康を維持する上で不可欠な在宅介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけの取組について支援を行うことを目的とする。
イ 実施者
県
ウ 内容
サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけの取組を支援する。
エ 支援対象サービス
（１）のイ～オに掲げる，訪問系サービス事業所，通所系サービス事業所，短期入所系サービス事業所又は多機能型サービス事業所であって，助成の申請時点で指定等を受けている者（以下「在宅サービス事業所」という。）
オ 支援対象者
令和２年４月１日以降，サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所であり，具体的には以下のとおり。
（ア）在宅サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く）
在宅サービス利用休止中の利用者に対して，介護支援専門員と連携した上で，健康状態・生活ぶりの確認，希望するサービスの確認を行った上で，利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った場合
（イ）居宅介護支援事業所
在宅サービスの利用休止中の利用者に対して，健康状態・生活ぶりの確認，希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む），サービス事業所との連携（必要に応じケアプラン修正）を行った場合
※１「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは，当該事業所を利用していた利用者で過去１ヶ月の間，当該在宅サービスを１回も利用していない利用者

（居宅介護支援事業所においては，過去１ヶ月の間，在宅サービス事業所のサービスを１回も利用していない利用者（ただし，利用終了者を除く））

※２「～の確認」とは，１回以上電話または訪問を行うとともに，記録を行っていること

※３「連携を行った」とは，１回以上電話等により連絡を行ったこと

※４「調整等を行った」とは，希望に応じた所要の対応を行ったこと

注 実際にサービス再開につながったか否かは問わない

（５）在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

ア 目的

高齢者やその家族の生活を支え，高齢者の健康を維持する上で不可欠な在宅介護サービスの利用再開に向けた環境整備等の取組について支援を行うことを目的とする。

イ 実施者

県

ウ 内容

在宅サービス事業者による利用再開に向けた感染症防止のための環境整備の取組を支援する。

エ 支援対象サービス

（４）のエに掲げる在宅サービス事業所

オ 支援対象者

令和２年４月１日以降，感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所

カ 支援対象経費

「３つの密」（「換気が悪い密閉空間」，「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等

（例）

a 長机

b 飛沫防止パネル

c 換気設備

d （電動）自転車（リース費用含む）

e タブレット等のＩＣＴ機器（リース費用含む）（通信費用を除く）

f 感染防止のための内装改修費

（障害福祉分）

（１）障害福祉慰労金事業

障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員は，感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと，継続して提供することが必要な業務であること及び障害福祉サービス事業所・施設等での集団感染の発生状況を踏まえ，相当程度心身に負担がかかる中，強い使命感を持って，業務に従事していることに対し，慰労金を給付する。

ア 支給対象者

（ア）慰労金の支給対象となる職員は，（Ⅰ）及び（Ⅱ）に該当する者とする。

（Ⅰ） 次に規定する障害福祉サービス事業所・施設等に勤務し，利用者と接する職

員（以下，これら事業所・施設を総称して「支給対象事業所・施設 」という）。ただし，障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者（支給対象事業所・施設に準ずるものに限る。）であって，当該地域における緊急事態宣言発令中に自治体からの要請を受けて業務を継続していた事業所については，対象とする。

① 訪問系サービス事業所

居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，自立生活援助，保育所等訪問支援，居宅訪問型児童発達支援をいう。

② 通所系サービス事業所

生活介護，療養介護，自立訓練(機能訓練），自立訓練(生活訓練)，就労移行支援，就労継続支援Ａ 型，就労継続支援Ｂ 型，就労定着支援，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービスをいう。

③ 短期入所サービス事業所

④ 障害者施設等

障害者支援施設，共同生活援助，福祉型障害児入所施設，医療型障害児入所施設をいう。

⑤ 相談系サービス事業所

計画相談支援，障害児相談支援，地域移行支援，地域定着支援をいう。

⑥ 重度障害者等包括支援事業所

（Ⅱ） 次のいずれにも該当する職員

① 支給対象事業所・施設で通算して 10 日以上勤務した者

※ 「10 日以上勤務」とは，支給対象事業所・施設において勤務した日が，始期より令和２年６月 30 日までの間に延べ 10 日間以上あることとする。

※ 「始期」は，広島県における新型コロナウイルス感染症患者１例目発生日である令和２年３月６日とする。

※ 年次有給休暇や育休等，実質勤務していない場合は，勤務日として算入しない。

② 慰労金の目的に照らし，「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者のほか，業務委託受託者の労働者として支給対象事業所・施設において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）

（イ） 慰労金の支給は，医療機関や介護サービス事業所・施設等に勤務する者への慰労金を含め，１人につき１回に限る。

イ 支給額

（ア） 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象事業所・施設に勤務し，利用者と接する職員

（Ⅰ） 訪問系サービス事業所の職員

実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを１度でも提供した職員 １人 20 万円を給付

（Ⅱ） その他の支給対象事業所・施設の職員

実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（※）以降に当該事業所・施設で勤務した職員　１人 20 万円を給付

※ 患者については症状が出た日，濃厚接触者については感染者と接触した日

（Ⅲ）　（Ⅰ）及び（Ⅱ）以外の職員

１人５万円を給付

（イ）　(ア)以外の支給対象事業所・施設に勤務し，利用者と接する職員　１人５万円を給付

（２）感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業

ア　対象事業所

（１）　のア(ア)(Ⅰ)①から⑤までに該当する事業所・施設

なお，障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者は対象としない。

イ　事業内容

障害福祉サービス事業所・施設等が，感染症対策を徹底した上で，障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を助成する。

ウ　感染症対策を徹底するために必要な経費の例

- 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用
- 外部専門家等による研修の実施に要する費用
- （研修受講等に要する）旅費，宿泊費等
- 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する 費用
- 感染防止を徹底するための面会室の改修費
- 建物内外の消毒費用・清掃費用
- 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
- 感染防止のための増員等，応援職員に係る職業紹介手数料
- 自動車の購入又はリース費用
- タブレット等のＩＣＴ機器の購入又はリース費用
- 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料
- 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費，利用者の送迎に係る費用
- 居宅介護職員による同行指導への謝金
- 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費

（３）在宅サービス，計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業

ア　対象事業所

令和２年４月１日以降，サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所，短期入所サービス事業所，訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所（以下この（３）及び下記（４）において「在宅サービス事業所」という。）

イ　事業内容

計画相談支援事業所，障害児相談支援事業所及び在宅サービス事業所が，サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を実施した場合に必要となる経費を助成する。具体的な取組内容は，次の（ア）及び（イ）のとおり。

（ア）　計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における取組内容

在宅サービスの利用を休止している利用者に対し，健康状態や生活実態の確認，利用を希望するサービスの確認を行った上で，在宅サービス事業所と連携し，必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う。

（イ）　在宅サービス事業所における取組内容

在宅サービスの利用を休止している利用者に対し，必要に応じて相談支援専門員と連携の上，健康状態や生活実態，利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し，利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行う。

※１　「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは，当該事業所を利用していた利用者で過去１か月の間，当該在宅サービスを１回も利用していない利用者とする。

※２　「健康状態や生活実態の確認」とは，１回以上電話または訪問を行うとともに，記録することとする。

※３　「対応を行う」とは，希望に応じた所要の対応を講じたこととする。

※４　「調整を行う」とは，１回以上電話等により連絡したこととする。

（４）在宅サービス，計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業

ア　対象事業所

（３）のアに該当する計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに在宅サービス事業所とする。

イ　事業内容

「３つの密」（「換気が悪い密閉空間」，「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用を助成する。

ウ　対象経費

・ 長机，飛沫防止パネルの購入費
・ 換気設備の購入及び設置に要する経費
・ 電動自転車等の購入又はリース費用
・ タブレット等のＩＣＴ機器の購入又はリース費用
・ 感染防止のための内装改修費

（雑則）

第３条　この要綱に基づく事業の実施に必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，令和２年７月 20 日から施行し，令和２年度分の事業から適用する。

新型コロナウイルス感染症に係る慰労金及び感染拡大防止等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療・介護・障害福祉サービスの継続的な提供体制の整備のため実施する新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業及び感染症拡大防止等支援事業について，予算の範囲内において補助金を交付するものとし，その交付に関しては，広島県補助金等交付規則（昭和 48 年広島県規則第 91 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第２条　この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は，別表１第２欄に定める事業とする。

（交付の額）

第３条　補助金の交付額は，別表１第２欄に定める事業ごとに，総事業費から寄付金その他の収入を控除した額と同表第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額に同表第４欄に定める補助率を乗じて得た額と，知事が必要と認めた基準額別表２第３欄を比較していずれか少ない方の額とする。ただし，算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には，これを切り捨てるものとする（次条(1)の介護に係る「③在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」を除く。）。

（交付の申請）

第４条

(1)　規則第３条第１項の規定により知事に提出する書類は，次のとおりとする。

分野	事業	様式	添付書類	提出期限
医療	①新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業			知事が別途定める日
	（団体申請の場合）	別記様式第 1-1 号	(1)医療機関等情報（別紙 1-1） (2)給付対象内訳（別紙 1-2）	
	（個人申請の場合）	別記様式第 1-2 号	(1)本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード（表面）・健康保険証等の写し） (2)振込口座確認書類（通帳又はキャッシュカードの写し）	
	②新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	別記様式第 1-3 号	(1)実施計画書（別紙 1-3）	
	（精算交付申請の場合）	別記様式第 1-4 号	(1)精算額調書（別紙 1-4） (2)領収書，請求書等，補助対象経費の支出額，支出内容が確認できる書類	

	③医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	別記 様式第 1-5 号	(1)実施計画書（別紙 1-4）	
	（精算交付申請の場合）	別記 様式第 1-6 号	(1)精算額調書（別紙 1-6） (2)領収書，請求書等，補助対象経費の支出額，支出内容が確認できる書類	
介護	①介護慰労金事業			
	（団体申請の場合）	別記様式第 2-1 号	(1)事業所・施設別申請額一覧 （別紙 2-1） (2)事業者・施設別申請額一覧（サービス別一覧） （別紙 2-2） (3)事業実施計画書（事業所単位） （別紙 2-3） (4)介護慰労金受給職員表 （法人単位）（別紙 2-4）	
	（個人申請の場合）	別記様式第 2-2 号	(1)本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード（表面）・健康保険証等の写し） (2)振込口座確認書類（通帳又はキャッシュカードの写し）	
	②感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	別記様式第 2-1 号	(1)事業所・施設別申請額一覧 （別紙 2-1） (2)事業者・施設別申請額一覧（サービス別一覧） （別紙 2-2） (3)事業実施計画書（事業所単位） （別紙 2-3）	
	③在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	別記様式第 2-1 号	(1)事業所・施設別申請額一覧 （別紙 2-1） (2)（別添）事業者・施設別申請額一覧（サービス別一覧） （別紙 2-2） (3)事業実施計画書（事業所単位） （別紙 2-3）	
	④在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	別記様式第 2-1 号	(1)事業所・施設別申請額一覧 （別紙 2-1） (2)（別添）事業者・施設別申請額一覧（サービス別一覧） （別紙 2-2） (3)事業実施計画書（事業所単位） （別紙 2-3）	
障害福祉	①障害福祉慰労金事業			
	（団体申請の場合）	別記様式第 3-1 号	(1)事業所・施設別申請額一覧 （別紙 3-1） (2)事業実施計画書（事業所単位） （別紙 3-2） (3)障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（別紙 3-3）	
	（個人申請の場合）	別記様式第 3-2 号	(1)本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード（表面）・健康保険証等の写し） (2)振込口座確認書類（通帳又はキャッシュカードの写し）	
	②感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業	別記様式第 3-1 号	(1)事業所・施設別申請額一覧 （別紙 3-1） (2)事業実施計画書（事業所単位） （別紙 3-2）	

	③在宅サービス，計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への再開支援への助成事業	別記様式第3-1号	(1)事業所・施設別申請額一覧（別紙3-1） (2)事業実施計画書(事業所単位)（別紙3-2）	
	④在宅サービス，計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業	別記様式第3-1号	(1)事業所・施設別申請額一覧（別紙3-1） (2)事業実施計画書（事業所単位）（別紙3-2）	

(2)　次の各号のいずれかに該当する者は，交付申請をすることができない。

ア　広島県暴力団排除条例　（平成22年広島県条例第37号）に規定する暴力団又は暴力団員等

イ　役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

（変更申請手続）

第５条　補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には，知事が認めるものに限り，前条に定める申請手続に従い，知事が別に定める日までに行うものとする。

（交付の条件）

第６条　規則第５条第１項及び第３項の規定により付する条件は，次のとおりとする。

(1)　各事業実施計画の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は，知事の承認を受けなければならない。

(2)　事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は，知事の承認を受けなければならない。

(3)　補助事業を中止し，又は廃止する場合には，知事の承認を受けなければならない。

(4)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には，速やかに知事に報告し，その指示を受けなければならない。

(5)　補助事業により取得し，又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し，又は効用の増加した価格が 50 万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械，器具及びその他の財産については，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで，知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，担保に供し，取り壊し，又は廃棄してはならない。

(6)　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には，その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7)　補助事業により取得し，又は効用の増加した財産については，事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに，その効率的な運用を図らなければならない。

(8)　補助事業に係る関係書類の保存については，次のとおりとする。

ア　補助事業者が地方公共団体（一部事務組合を含む）の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第４号による調書を作成するとともに，事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し，かつ調書及び証拠書類を補

助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には，その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし，事業により取得し，又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は，前記の期間を経過後，当該財産の財産処分が完了する日，又は適正化令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え，当該収入及び支出について証拠書類を整理し，当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には，その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし，事業により取得し，又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は，前記の期間を経過後，当該財産の財産処分が完了する日，又は適正化令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9)　補助事業完了後に，消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は，別記様式第５号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお，知事は報告があった場合には，当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがある。

（概算払）

第７条　知事は必要があると認めるときは，補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（申請の取下げ）

第８条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期間は，規則第６条の通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

（実績報告）

第９条　規則第 12 条の規定により提出する書類は，次のとおりとする。

分野	事業	様式	添付書類	提出期限
医療	①新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業			当該補助事業の完了の日から起算して 30 日以内又は当該会計年度の翌年度の４月 10 日までのいずれか早い日
	（団体申請の場合）	別記様式第６号	(1)精算額調書（別紙 6-1）	
	（個人申請の場合）	別記様式第 1-2 号	(1)本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード（表面）・健康保険証等の写し） (2)振込口座確認書類（通帳又はキャッシュカードの写し）	
	②新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	別記様式第７号	(1)精算額調書（別紙 7-1） (2)領収書，請求書等，補助対象経費の支出額，支出内容が確認できる書類	

	③医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	別記様式第８号	(1)精算額調書（別紙 8-1）	
	（精算交付申請の場合）	別記様式第 1-6 号	(1)精算額調書（別紙 1-6） (2)領収書，請求書等，補助対象経費の支出額，支出内容が確認できる書類	
介護	①介護慰労金事業			
	（団体申請の場合）	別記様式第９号	(1)事業所・施設別支払済額一覧（別紙 9-1） (2)事業者・施設別支払済額一覧（サービス別一覧）（別紙 9-2） (3)事業実施報告書（事業所単位）（別紙 9-3） (4)介護慰労金受給職員表（法人単位）（別紙 9-4） (5)精算額調書（別紙 9-5）	
	（個人申請の場合）	別記様式第 2-2 号	(別記様式第 2-2 号の個人用申請書兼実績報告書の提出により実績報告書を兼ねる)	
	②感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	別記様式第９号	(1)事業所・施設別支払済額一覧（別紙 9-1） (2)事業者・施設別支払済額一覧（サービス別一覧）（別紙 9-2） (3)事業実施報告書（事業所単位）（別紙 9-3） (4)介護慰労金受給職員表（法人単位）（別紙 9-4） (5)精算額調書（別紙 9-5）	
	③在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	別記様式第９号	(1)事業所・施設別支払済額一覧（別紙 9-1） (2)事業者・施設別支払済額一覧（サービス別一覧）（別紙 9-2） (3)事業実施報告書（事業所単位）（別紙 9-3） (4)介護慰労金受給職員表（法人単位）（別紙 9-4） (5)精算額調書（別紙 9-5）	
	④在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	別記様式第９号	(1)事業所・施設別支払済額一覧（別紙 9-1） (2)事業者・施設別支払済額一覧（サービス別一覧）（別紙 9-2） (3)事業実施報告書（事業所単位）（別紙 9-3） (4)介護慰労金受給職員表（法人単位）（別紙 9-4） (5)精算額調書（別紙 9-5）	
障害福祉	①障害福祉慰労金事業			
	（団体申請の場合）	別記様式第 10 号	(1) 事業所・施設別実績報告額一覧（別紙 10-1） (2) 事業実績報告書（別紙 10-2） (3) 精算額調書（別紙 10-3） (4) 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（別紙 10-4）	

	（個人申請の場合）	別記様式第3-2号	(別記様式第3-2号の個人用申請書兼実績報告書の提出により実績報告書を兼ねる)	
	②感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業	別記様式第10号	(1) 事業所・施設別実績報告額一覧（別紙10-1） (2) 事業実績報告書（別紙10-2） (3) 精算額調書（別紙10-3）	
	③在宅サービス，計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への再開支援への助成事業	別記様式第10号	(1) 事業所・施設別実績報告額一覧（別紙10-1） (2) 事業実績報告書（別紙10-2） (3) 精算額調書（別紙10-3）	
	④在宅サービス，計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業	別記様式第10号	(1) 事業所・施設別実績報告額一覧（別紙10-1） (2) 事業実績報告書（別紙10-2） (3) 精算額調書（別紙10-3）	

（額の確定）

第10条　知事は，前条により提出された事業実績報告書等の審査等を行い，適当と認めたときは，交付すべき補助金を確定し，補助事業者等に対し通知する。ただし，次に該当するときは，規則第24条の規定に基づき，通知を省略することができる。

(1)　知事が，交付申請と実績報告を合わせて行わせる場合において，交付申請額及び事業実績報告書による報告額並びに確定した交付すべき補助金の額が全て同額であるとき。

(2)　概算払によって交付した補助金の額と確定した交付すべき額が同額であり，規則第18条第２項による返還を要さないとき。

（交付金の返還）

第11条　知事は，規則第13条により交付すべき交付金の額を確定した場合において，既にその額を超える交付金が交付されているときは，期限を定めて，その超える部分について県に返還することを命ずる。

（交付事務の委託）

第12条　知事は，本補助金の交付に係る次の事務を，知事が適当と認める者に委託することができる。

(1)　規則第３条第１項に定める知事に提出される交付申請書等の受領に関する事務

(2)　規則第４条に定める知事が決定した補助金の交付に関する事務

(3)　規則第６条に定める申請者への通知に関する事務

２　前項の事務を委託した場合において，知事は，補助金の交付を決定した際には，その都度，受託者に対して，その決定した内容等を通知するものとする。

３　知事は，前項の通知をしたときは，受託者が交付するために必要となる補助金を，受託者へ支給するものとする。

４　受託者は，前項による支給を受けて補助金を交付した際には，広島県会計規則（昭和39年広島県規則第29号）第38条第２項に基づき精算するものとする。

（その他）

第13条　特別の理由により，第３条，第４条，第５条及び第９条に定める算定方法，手続等によることができない場合には，あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

（雑則）

第 14 条　規則及びこの要綱に定めるもののほか，本補助金の交付について必要な事項は，知事が別に定める。

附　則

この要綱は，令和２年７月 20 日から施行し，令和２年度分の補助金から適用する。

別表１

１分野	２　事業	３　対象経費	４　補助率
医療	①新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金，賃金，報酬，需用費（消耗品費，印刷製本費，光熱水費），役務費（通信運搬費，手数料），委託料，使用料及び賃借料，備品購入費	10/10
	②新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	賃金，報酬，謝金，会議費，旅費，需用費（消耗品費，印刷製本費，材料費，光熱水費，燃料費，修繕料，医薬材料費），役務費（通信運搬費，手数料，保険料），委託料，使用料及び賃借料，備品購入費，補助及び交付金 ※令和２年４月１日以降に執行した経費	10/10
	③医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	賃金，報酬，謝金，会議費，旅費，需用費（消耗品費，印刷製本費，材料費，光熱水費，燃料費，修繕料，医薬材料費），役務費（通信運搬費，手数料，保険料），委託料，使用料及び賃借料，備品購入費，補助及び交付金 ※令和２年４月１日以降に執行した経費	10/10
介護	①介護慰労金事業	慰労金，賃金，報酬，需用費（消耗品費，印刷製本費，光熱水費），役務費（通信運搬費，手数料），委託料，使用料及び賃借料，備品購入費，補助及び交付金	10/10
	②感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	報酬，給料，報償費，賃金，職員手当等，共済費，旅費，需用費，工事請負費，原材料費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，備品購入費，負担金，補助及び交付金 ※令和２年４月１日以降に執行した経費	10/10
	③在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	報酬，給料，報償費，賃金，職員手当等，共済費，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，備品購入費，負担金，補助及び交付金 ※令和２年４月１日以降に執行した経費	10/10
	④在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	報酬，給料，報償費，賃金，職員手当等，共済費，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，備品購入費，負担金，補助及び交付金 ※令和２年４月１日以降に執行した経費	10/10
障害福祉	①障害福祉慰労金事業	慰労金，賃金，報酬，需用費（消耗品費，印刷製本費，光熱水費），役務費（通信運搬費，手数料），委託料，使用料及び賃借料，備品購入費，補助及び交付金	10/10
	②感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業	報酬，給料，職員手当等，賃金，共済費，報償費，旅費，工事請負費，原材料費，需用費（消耗品費，燃料費，食糧費，印刷製本費，光熱水費，修繕料），役務費（通信運搬費，手数料，保険料，広告料），委託料，使用料及び賃借料，備品購入費，扶助費，負担金，補助金，助成金，交付金 ※令和２年４月１日以降に執行した経費	10/10
	③在宅サービス，計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への再開支援への助成事業	報酬，給料，報償費，賃金，職員手当等，共済費，旅費，役務費，使用料及び賃借料，委託料，需用費，備品購入費，負担金，補助及び交付金 ※令和２年４月１日以降に執行した経費	10/10
	④在宅サービス，計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業	報酬，給料，報償費，賃金，職員手当等，共済費，旅費，役務費使用料及び賃借料，委託料，需用費，備品購入費，負担金，補助及び交付金 ※令和２年４月１日以降に執行した経費	10/10

別表２

１分野	２　事業	３　基準額
医療	①新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	(1)　新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し，都道府県から役割を設定された重点医療機関，感染症指定医療機関，その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し，患者と接する医療従事者や職員 ア　実際に新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った医療機関等の場合１人200,000円 ※ただし，当該医療機関等において実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては1人100,000円 イ　新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行っていない医療機関等の場合１人100,000円 (2)　新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し，都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は都道府県，政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第５条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに勤務し，患者と接する医療従事者や職員 ア　実際に新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った医療機関等の場合１人200,000円 ※ただし，当該医療機関等において実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては1人100,000円 イ　新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行っていない医療機関等の場合１人100,000円 (3)　新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し，都道府県，政令市及び特別区から役割を設定された宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者及び軽症患者を含む。以下「軽症者等」という。）に対するフォローアップ業務，受入施設での対応等で軽症者等と接する医療従事者や職員（都道府県，政令市及び特別区からの依頼又は委託等により，当該業務に従事する者に限る。）１人200,000円 (4)　都道府県，政令市及び特別区から新型コロナウイルス感染症患者への対応の役割を設定されていない医療機関（病院及び診療所），訪問看護ステーション又は助産所に勤務し，患者（助産所にあっては妊産婦）と接する医療従事者や職員 ア　実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関等の場合１人200,000円 イ　新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行っていない医療機関等の場合１人50,000円

	②新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	【上限額】 (1)　設備整備等事業 ・初度設備費１床当たり133,000円 ・個人防護具疑い患者１人当たり3,600円 ・簡易陰圧装置１床当たり4,320,000円 ・簡易ベッド１台当たり51,400円 ・簡易診療室及び付帯する備品実費相当額 ※簡易診療室とは，テントやプレハブなど簡易な構造をもち，緊急的かつ一時的に設置するものであって，新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。 ・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）１施設当たり905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション１台当たり205,000円 ・消毒経費実費相当額 ・救急医療を担う医療機関において，新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品１施設当たり300,000円 ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において，新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器１台当たり1,500,000円 (2)　支援金支給事業 ・99床以下の医療機関20,000,000円 ・100床以上の医療機関30,000,000円 ・以降100床ごとに10,000,000円を上限額に追加 ・新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関には，上限額に10,000,000円を加算
	③医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	【上限額】 ・病院 2,000,000 円＋50,000 円×病床数 ・有床診療所（医科・歯科）2,000,000 円 ・無床診療所（医科・歯科）1,000,000 円 ・薬局，訪問看護ステーション，助産所 700,000 円
介護	①介護慰労金事業	(1)　利用者に新型コロナウイス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し，利用者と接する職員 ア　訪問系サービス 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを１度でも提供した職員１人 200,000 円 イ　その他の介護事業所・施設 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（※）以降に当該事業所・施設で勤務した職員　１人 200,000 円 ※患者については症状が出た日，濃厚接触者については感染者と接触した日 ウ　それ以外の職員１人 50,000 円 (2)　(1)以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し，利用者と接する職員１人 50,000 円

	②感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	別添の表①のとおり
	③在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	別添の表②のとおり
	④在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	別添の表③のとおり
障害福祉	①障害福祉慰労金事業	(1)　利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象施設・事業所に勤務し，利用者と接する職員 ・訪問系サービス(居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，自立生活援助，保育所等訪問支援，居宅訪問型児童発達支援及び障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者でこれらに準ずるもの)の職員で実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを１度でも提供した職員　１人 20 万円 ・その他（生活介護，療養介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援Ａ型，就労継続支Ｂ型，就労定着支援，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，短期入所サービス事業所，障害者支援施設，共同生活援助，福祉型障害児入所施設，医療型障害児入所施設，計画相談支援，障害児相談支援，地域移行支援，地域定着支援，重度障害者等包括支援事業所及び障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者でこれらに準ずるもの)の職員で実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（※）以降に当該施設・事業所で勤務した職員　１人 20 万円 ※ 患者については症状が出た日，濃厚接触者については感染者と接触した日 ・それ以外の職員　１人 5 万円 (2)　(1)以外の支給対象施設・事業所に勤務し，利用者と接する職員１人 5 万円
	②感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業	(1)　感染症発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用を除くもの サービス種別ごとに以下に定める額。ただし，多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている事業者は，該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いる。 ・療養介護　2,374 千円/事業所 ・生活介護　757 千円/事業所 ・自立訓練（機能訓練）　346 千円/事業所 ・自立訓練（機能訓練）　273 千円/事業所 ・就労移行支援　265 千円/事業所 ・就労継続支援Ａ型　335 千円/事業所 ・就労継続支援Ｂ型　353 千円/事業所 ・就労定着支援　52 千円/事業所

		・自立生活援助　27 千円/事業所 ・児童発達支援　380 千円/事業所 ・医療型児童発達支援　240 千円/事業所 ・放課後等デイサービス　360 千円/事業所 ・短期入所　204 千円/事業所 ・施設入所支援　1,215 千円/施設 ・共同生活援助（介護サービス包括型）　402 千円/事業所 ・共同生活援助（日中サービス支援型）　358 千円/事業所 ・共同生活援助（外部サービス利用型）　180 千円/事業所 ・福祉型障害児入所施設　1,182 千円/施設 ・医療型障害児入所施設　635 千円/施設 ・居宅介護　115 千円/事業所 ・重度訪問介護　188 千円/事業所 ・同行援護　65 千円/事業所 ・行動援護　115 千円/事業所 ・居宅訪問型児童発達支援　46 千円/事業所 ・保育所等訪問支援　38 千円/事業所 ・計画相談支援　60 千円/事業所 ・障害児相談支援　44 千円/事業所 ・地域移行支援　44 千円/事業所 ・地域定着支援　46 千円/事業所 (2)　感染症発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用 ・障害者支援施設　3,000 千円/施設 ・障害児入所施設　3,000 千円/施設 ・共同生活援助事業所　3,000 千円/事業所 ・短期入所事業所　3,000 千円/事業所 ・宿泊型自立訓練事業所　3,000 千円/事業所
	③在宅サービス，計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への再開支援への助成事業	サービス種別ごとに以下に定める額。ただし，多機能事業所として複数サービスの指定を受けている事業者は，該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いて１利用者につき１回まで助成する。なお，実際にサービス再開につながったか否かは問わない。 ・療養介護　2 千円/利用者 ・生活介護　2 千円/利用者 ・自立訓練（機能訓練）　2 千円/利用者 ・自立訓練（生活訓練）　2 千円/利用者 ・就労移行支援　2 千円/利用者 ・就労継続支援Ａ型　2 千円/利用者 ・就労継続支援Ｂ型　2 千円/利用者 ・就労定着支援　2 千円/利用者 ・自立生活援助　2 千円/利用者 ・児童発達支援　2 千円/利用者 ・医療型児童発達支援　2 千円/利用者

		・放課後等デイサービス　2 千円/利用者 ・短期入所　2 千円/利用者 ・居宅介護　2 千円/利用者 ・重度訪問介護　2 千円/利用者 ・同行援護　2 千円/利用者 ・行動援護　2 千円/利用者 ・居宅訪問型児童発達支援　2 千円/利用者 ・保育所等訪問支援　2 千円/利用者 ・計画相談支援　1.5 千円/利用者 ・地域移行支援　2 千円/利用者 ・障害児相談支援　2.5 千円/利用者
	④在宅サービス，計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業	サービス種別ごとに以下に定める額。ただし，多機能事業所として複数サービスの指定を受けている事業者は，該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いる。 ・療養介護　200 千円/事業所 ・生活介護　200 千円/事業所 ・自立訓練（機能訓練）　200 千円/事業所 ・自立訓練（生活訓練）　200 千円/事業所 ・就労移行支援　200 千円/事業所 ・就労継続支援Ａ型　200 千円/事業所 ・就労継続支援Ｂ型　200 千円/事業所 ・就労定着支援　200 千円/事業所 ・自立生活援助　200 千円/事業所 ・児童発達支援　200 千円/事業所 ・医療型児童発達支援　200 千円/事業所 ・放課後等デイサービス　200 千円/事業所 ・短期入所　200 千円/事業所 ・居宅介護　200 千円/事業所 ・重度訪問介護　200 千円/事業所 ・同行援護　200 千円/事業所 ・行動援護　200 千円/事業所 ・居宅訪問型児童発達支援　200 千円/事業所 ・保育所等訪問支援　200 千円/事業所 ・計画相談支援　200 千円/事業所 ・地域移行支援　200 千円/事業所 ・障害児相談支援　200 千円/事業所

【別添　表①】

（介護分）

基準単価（単位：千円，1事業所又は1定員当たり）						
					感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	
助成対象 事業所・施設等の種別（※1）					令和2年4月1日以降，感染症を対策を徹底した上で，介護サービス提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等（1～28）（※2）	
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型		892	/事業所
	2		大規模型（Ⅰ）		1,137	/事業所
	3		大規模型（Ⅱ）		1,480	/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）			384	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所			375	/事業所
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型		939	/事業所
	7		大規模型（Ⅰ）		1,181	/事業所
	8		大規模型（Ⅱ）		1,885	/事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所，短期入所療養介護事業所			44	/定員
訪問系	10	訪問介護事業所			534	/事業所
	11	訪問入浴介護事業所			564	/事業所
	12	訪問看護事業所			518	/事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所			227	/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			508	/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所			204	/事業所
	16	居宅介護支援事業所			148	/事業所
	17	福祉用具貸与事業所			148	/事業所
	18	居宅療養管理指導事業所			33	/事業所
多機能型	19	小規模多機能型居宅介護事業所			475	/事業所
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所			638	/事業所
入所施設・居住系	21	介護老人福祉施設			38	/定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設			40	/定員
	23	介護老人保健施設			38	/定員
	24	介護医療院			48	/定員
	25	介護療養型医療施設			43	/定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所			36	/定員
	27	養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム，サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）			37	/定員
	28	養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム，サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）			35	/定員
対象経費（※3）					a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 b 外部専門家等による研修実施 c （研修受講等に要する）旅費・宿泊費，受講費用等 d 感染発生時対応・衛生用品補完等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等 e 感染防止を徹底するための面会室の改修費 f 消毒・清掃費用 g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 h 感染防止のための増員等，応援職員に係る職業紹介手数料 i 自動車の購入又はリース費用 j 自転車の購入又はリース費用 k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用は除く） l 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の，賃料・物品の使用料 m 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費，利用者の送迎に係る費用 n 訪問介護員による同行指導への謝金（通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合） o 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費	
助成額					・事業所・施設ごとに，基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお，1,000円未満の端数が生じた場合には，これを切り捨てるものとする。 ・また，1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に（1）①と（3）①・②の両方を助成することができる。	

※1　事業所・施設等について，助成の申請時点で指定等を受けている者であり，また

・ 各介護予防サービスを含むが，介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は，1つの事業所・施設として取扱う。

・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は，通所型は通所介護事業所（通常規模型）と，訪問型は訪問介護事業所と，介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが，介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は，1つの事業所として取扱う。

・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は，介護報酬上の規模区分であり，助成の申請時点で判断すること。

※2　利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない

※3　かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが，実際の助成に当たっては，実施主体である都道府県が，個々の事情を勘案し，新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり，通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば，幅広く対象とする。

【別添　表②】

（介護分）

基準単価（単位：千円，1利用者又は1事業所又は1定員当たり）						
					在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	
助成対象 事業所・施設等の種別（※1）					令和2年4月1日以降，サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所(1～15，18～21)，居宅介護支援事業所（※2）	
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型		（電話による確認の場合）1.5 （訪問による確認の場合）3	/利用者
	2		大規模型（Ⅰ）			/利用者
	3		大規模型（Ⅱ）			/利用者
	4	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）				/利用者
	5	認知症対応型通所介護事業所				/利用者
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型			/利用者
	7		大規模型（Ⅰ）			/利用者
	8		大規模型（Ⅱ）			/利用者
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所，短期入所療養介護事業所				/利用者
訪問系	10	訪問介護事業所				/利用者
	11	訪問入浴介護事業所				/利用者
	12	訪問看護事業所				/利用者
	13	訪問リハビリテーション事業所				/利用者
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				/利用者
	15	夜間対応型訪問介護事業所				/利用者
	16	居宅介護支援事業所	電話による確認（※3）		1.5（看護師等（※4）が協力した場合：4.5）（※5）	/利用者
	17		訪問による確認（※3）		3（看護師等（※4）が協力した場合：6）（※5）	/利用者
	18	福祉用具貸与事業所			（電話による確認の場合）1.5 （訪問による確認の場合）3	/利用者
	19	居宅療養管理指導事業所				/利用者
多機能型	20	小規模多機能型居宅介護事業所				/利用者
	21	看護小規模多機能型居宅介護事業所				/利用者
入所施設・居住系	22	介護老人福祉施設			－	－
	23	地域密着型介護老人福祉施設			－	－
	24	介護老人保健施設			－	－
	25	介護医療院			－	－
	26	介護療養型医療施設			－	－
	27	認知症対応型共同生活介護事業所			－	－
	28	養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム，サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）			－	－
	29	養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム，サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）			－	－
対象経費（※6）						
助成額					・また，1事業所・施設における1利用者につき1回まで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①・②両方を助成することができる。	

※1　事業所・施設等について，助成の申請時点で指定等を受けている者であり，また

・　各介護予防サービスを含むが，介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は，1つの事業所・施設として取扱う。

・　介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は，通所型は通所介護事業所（通常規模型）と，訪問型は訪問介護事業所と，介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが，介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は，1つの事業所として取扱う。

・　通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は，介護報酬上の規模区分であり，助成の申請時点で判断すること。

※2　具体的には以下の事業所を指す。なお，実際にサービス再開につながったか否かは問わない。

・在宅サービス事業所：在宅サービス利用休止中の利用者に対して，介護支援専門員と連携した上で，健康状態・生活ぶりの確認，希望するサービスの確認を行った上で，利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った場合

・居宅介護支援事業所：在宅サービスの利用休止中の利用者に対して，健康状態・生活ぶりの確認，希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む），サービス事業所との連携（必要に応じケアプラン修正）を行った場合

※　「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは，当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間，当該在宅サービスを1回も利用していない利用者　（居宅介護支援事業所においては，過去1ヶ月の間，在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者）

※　「～の確認」とは，1回以上電話または訪問を行うとともに，記録を行っていること

※　「連携を行った」とは1回以上電話等により連絡を行ったこと

※　「調整等を行った」とは，希望に応じた所要の対応を行ったこと

※3　1利用者につき，16と17は併給不可である。

※4　看護師，居宅管理療養指導を行う者（医師，歯科医師，薬剤師，管理栄養士，歯科衛生士）

※5　「協力した」とは，居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け，看護師等が訪問をした上で，所要の対応を行ったこと

※6　かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが，実際の助成に当たっては，実施主体である都道府県が，個々の事情を勘案し，新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり，通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば，幅広く対象とする。

【別添　表③】

（介護分）

基準単価（単位：千円，1利用者又は1事業所又は1定員当たり）						
					在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	
助成対象 事業所・施設等の種別（※1）					令和2年4月1日以降，感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所 （1～21）	
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型		200	/事業所
	2		大規模型（Ⅰ）		200	/事業所
	3		大規模型（Ⅱ）		200	/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）			200	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所			200	/事業所
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型		200	/事業所
	7		大規模型（Ⅰ）		200	/事業所
	8		大規模型（Ⅱ）		200	/事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所，短期入所療養介護事業所			200	/事業所
訪問系	10	訪問介護事業所			200	/事業所
	11	訪問入浴介護事業所			200	/事業所
	12	訪問看護事業所			200	/事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所			200	/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			200	/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所			200	/事業所
	16	居宅介護支援事業所	電話による確認（※3）		200	/事業所
	17		訪問による確認（※3）			
	18	福祉用具貸与事業所			200	/事業所
	19	居宅療養管理指導事業所			200	/事業所
多機能型	20	小規模多機能型居宅介護事業所			200	/事業所
	21	看護小規模多機能型居宅介護事業所			200	/事業所
入所施設・居住系	22	介護老人福祉施設			－	－
	23	地域密着型介護老人福祉施設			－	－
	24	介護老人保健施設			－	－
	25	介護医療院			－	－
	26	介護療養型医療施設			－	－
	27	認知症対応型共同生活介護事業所			－	－
	28	養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム，サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）			－	－
	29	養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム，サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）			－	－
対象経費（※6）					・3つの密（「換気が悪い密閉空間」，多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等 ａ 長机 ｂ 飛沫防止パネル ｃ 換気設備 ｄ（電気）自転車（リース費用含む） ｅ タブレット等のICT機器（リース費用含む。）（通信費用は除く） ｆ 感染防止のための内装改修費	
助成額					・事業所・施設ごとに，基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお，1,000円未満の端数が生じた場合には，これを切り捨てるものとする。 ・また，1事業所・施設につき上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に（1）①と（3）①・②両方を助成することができる。	

※1　事業所・施設等について，助成の申請時点で指定等を受けている者であり，また

・ 各介護予防サービスを含むが，介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は，1つの事業所・施設として取扱う。

・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は，通所型は通所介護事業所（通常規模型）と，訪問型は訪問介護事業所と，介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが，介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は，1つの事業所として取扱う。

・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は，介護報酬上の規模区分であり，助成の申請時点で判断すること。

※2　具体的には以下の事業所を指す。なお，実際にサービス再開につながったか否かは問わない。

・在宅サービス事業所：在宅サービス利用休止中の利用者に対して，介護支援専門員と連携した上で，健康状態・生活ぶりの確認，希望するサービスの確認を行った上で，利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った場合

・居宅介護支援事業所：在宅サービスの利用休止中の利用者に対して，健康状態・生活ぶりの確認，希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む），サービス事業所との連携（必要に応じケアプラン修正）を行った場合

※ 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは，当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間，当該在宅サービスを1回も利用していない利用者 （居宅介護支援事業所においては，過去1ヶ月の間，在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者）

※ 「～の確認」とは，1回以上電話または訪問を行うとともに，記録を行っていること

※ 「連携を行った」とは1回以上電話等により連絡を行ったこと

※ 「調整等を行った」とは，希望に応じた所要の対応を行ったこと

※3　1利用者につき，16と17は併給不可である。

※4　看護師，居宅管理療養指導を行う者（医師，歯科医師，薬剤師，管理栄養士，歯科衛生士）

※5「協力した」とは，居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け，看護師等が訪問をした上で，所要の対応を行ったこと

※6　かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが，実際の助成に当たっては，実施主体である都道府県が，個々の事情を勘案し，新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり，通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば，幅広く対象とする。